⑶　工事場所　横浜港南本牧地区
⑷　工事内容　クレーンレール基礎工　１式、付属工　１式、仮設工　１式
⑸　工期　平成23年３月18日まで
⑹　本工事は、入札時に「企業の高度な技術力［ＶＥ提案］(施工計画(『先行削孔及び鋼管杭打設に関する安全対策』))」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画（工事全般の施工計画及び当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。なお、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式(総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。
⑺　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
⑻　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⑼　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、5⑺で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。
⑾　本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を試行する対象工事である。なお、実施にあたっては「段階検査(出来高確認）試行実施要領（案)」(入札説明書参照）に基づき行うものとする。
⑿　本工事は、短い間隔で出来高に応じた部分払いを実施する出来高部分払方式を適用するものとし、前払い金は２割以内で、かつ、中間前金払を行わない試行工事である。
⒀　本工事は、総価契約の内訳として単価について合意を行う「総価契約単価合意方式」の試行工事である。
⒁　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
⒂　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　関東地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1200点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が、1200点以上の者であること。)
⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。
ア）外径1300㎜以上且つ杭長30m以上の鋼管矢板（又は鋼管杭）の打込を施工した工事
イ）先行削孔（二軸同軸式アースオーガ工法等）を併用した鋼管矢板(又は鋼管杭）の打込を施工した工事
上記ア)、イ）は別件工事でもよいものとするが、両方の実績を有すること。
また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
ア）先行削孔（二軸同軸式アースオーガ工法等）を併用した鋼管矢板(又は鋼管杭）の打込を施工した工事
また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。
ア）外径1300㎜以上且つ杭長30m以上の鋼管矢板（又は鋼管杭）の打込を施工した工事
イ）先行削孔（二軸同軸式アースオーガ工法等）を併用した鋼管矢板(又は鋼管杭）の打込を施工した工事
上記ア)、イ）は別件工事でもよいものとするが、両方の実績を有すること。なお、１人のもので上記ア)、イ）の条件を満たすことができない場合については、複数名で上記の条件を満足すればよい。複数名での申請にあたっては、主任技術者又は監理技術者はア）の施工経験を必須とし、それ以外の者については担当技術者として専任で配置する。また、共同企業体の場合は、代表者又は構成員が配置する監理技術者若しくは主任技術者のいずれかがイ）の施工経験を満たせばよい。
また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。